

地域の医療機関、介護施設、障害者福祉施設等の 物価高騰対策等に関する緊急要望

地域の住民生活の根幹となるサービスを提供する医療機関、介護施設、障害者福祉施設等は、現在、エネルギー価格や食料品価格など物価高騰や賃上げの対応に苦慮しており、極めて厳しい経営状況に直面している。

このような中、国において、令和6年度に診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定に加え、令和6年度補正予算における重点支援地方交付金や令和7年度から入院時の食費基準額の引上げなどの措置が講じられているところであるが、これらの機関・施設においては、現下の状況に十分に対応できない実態がある。

医療、介護、障害福祉サービス等は、公定価格によって定められており、物価高騰や賃上げを適時価格転嫁できない仕組みとなっており、こうした実態と乖離した分を反映させるためには、診療報酬については令和8年度、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬については令和9年度の次期改定を待たねばならず、この社会経済情勢の中、地域の医療、介護、障害福祉サービス等の提供体制を維持できなくなるのではないかと懸念している。

については、国は、下記の事項について、特段の配慮を講じられたい。

記

1. 物価高騰等の現下の社会経済情勢が、地域における社会保障サービスの中核となる医療機関、介護施設及び障害者福祉施設等の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、これらの機関・施設に対して緊急に十分な財政支援を行うこと。
2. 地域で持続可能な提供体制を維持していくため、医療、介護、障害福祉サービス等に係る報酬については、社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するなど、柔軟に対応すること。

令和7年3月17日

全 国 市 長 会